

V 特別支援学級の開級（閉級）・通級指導教室の開設（閉鎖）に関する事務手続き

次年度の開級・開設に向け、小中学校等の校長は、市町村教育委員会と連携を取りながら、計画的に児童生徒の実態把握や保護者・本人との学びの場についての教育相談を行う。

事前資料は、通級指導教室の開設については 10 月中旬、特別支援学級の開級については 12 月上旬までに、県教育委員会に提出する。

1 特別支援学級を開級する場合

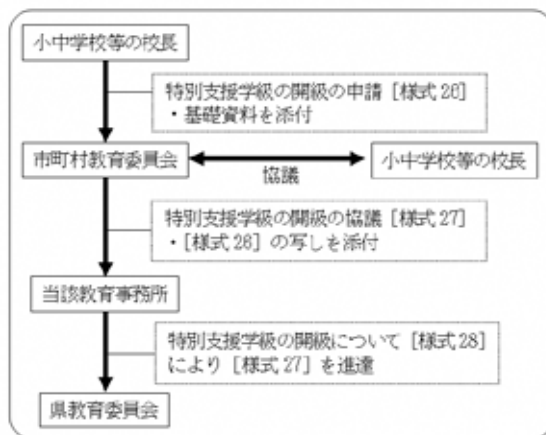
- (1) 小中学校等の校長は、特別支援学級開級に係る基礎資料を添えて、[様式 26] で市町村教育委員会教育長へ申請する。

○別添基礎資料

- ① 対象児童生徒
- ② 特別支援学級配置予定図
- ③ 特別支援学級開級予定教室平面図

- (2) 市町村教育委員会教育長は、当該小中学校等の校長と協議の上、設置が必要と判断するときは、[様式 26] の写し及び基礎資料を添えて、[様式 27] を教育事務所長へ提出する。

- (3) 教育事務所長は、[様式 26]（写）に基礎資料を添えて、[様式 28] により [様式 27] を県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 26]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

特別支援学級の開級について（申請）

このことについて、 年度より別添の特別支援学級開級に係る基礎資料のとおり（障害種別）特別支援学級の開級を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

特別支援学級開級に係る基礎資料

(市町村) 立 学校
校長

① 対象児童（生徒）

No.	ふりがな氏名	学年	心理検査結果等	医師の診断・手帳の有無	障害の状態（学習・行動上の困難の具体）

② 特別支援学級配置予定図（学校校舎平面図）

③ 特別支援学級開級予定教室平面図

[様式 27]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

特別支援学級の閉級について（協議）

このことについて、下記のとおり特別支援学級の閉級を協議します。

記

- 1 申請事項 (障害種別) 特別支援学級 1 学級
- 2 閉級場所 立 学校
- 3 閉級年月日 年 月 日
- 4 閉級理由 立 学校に、学校教育法第 81 条に基づき「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された特別支援学級において教育を受けることが適当である児童（生徒）がいる。
- 5 添付書類 「特別支援学級閉級に係る基礎資料」
(1) 対象児童（生徒）
(2) 特別支援学級配置予定図
(3) 特別支援学級閉級予定教室平面図

[様式 28]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

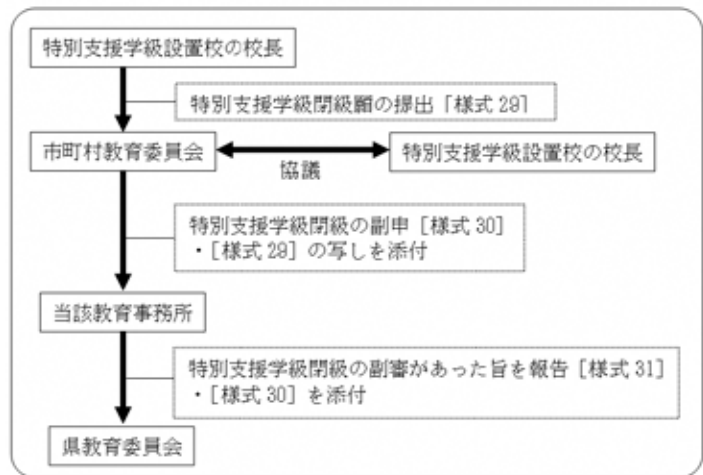
〇〇教育事務所長

立 学校（障害種別）特別支援学級の閉級について（進達）

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

2 特別支援学級を閉級する場合

- (1) 特別支援学級設置校の校長は、市町村教育委員会教育長へ [様式 29] を提出する。
- (2) 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉級がやむをえないときは、[様式 29] の写しを添えて、[様式 30] を教育事務所へ提出する。
- (3) 教育事務所長は、特別支援学級閉級の副申があった旨を [様式 31] で県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 29]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

特別支援学級閉級願

このことについて、当該学級の設置が困難になりましたので、閉級を許可下さるようお願いいたします。

記

- 1 閉級予定年度 年度から当分の間
- 2 現在在籍者数 (障害種別) 特別支援学級 学年 名、 学年 名
- 3 閉級の事由
- 4 検討の経緯 別添の校内教育支援委員会記録（写）参照
※閉級の事由については、入級該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式 30]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

〇〇立〇〇〇学校 (障害種別) 特別支援学級の閉級について (副申)

このことについて、〇〇〇学校長より別添の特別支援学級閉級願が提出されました。
(市町村) 教育委員会としては、存続を検討して参りましたが、閉級もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 31]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長

管内小中学校等の特別支援学級の閉級について (進達)

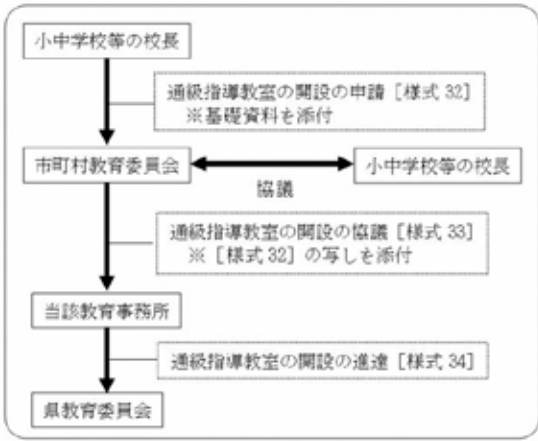
このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり下記の特別支援学級を 年度から
当分の間、閉級するとの副申がありました。

記

学校名 (障害種別) 特別支援学級

3 通級指導教室を開設する場合

- (1) 小中学校等の校長は、開設に係る基礎資料を添えて、[様式 32] で市町村教育委員会教育長へ申請する。
 - 別添基礎資料
 - ①対象児童生徒
 - ②通級指導教室配置予定図(学校校舎平面図)
 - ③通級指導教室開設予定教室平面図
- (2) 市町村教育委員会は、当該小中学校等の校長と協議の上、設置が必要と判断するときは、[様式 32]の写し及び基礎資料を添えて、[様式 33]を教育事務所長へ提出する。



- (3) 教育事務所長は、[様式 32] (写) に基礎資料を添えて、[様式 34] により [様式 33] を県教育委員会教育長へ進達する。

[様式 32]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級指導教室の開設について (申請)

このことについて、 年度より別添の通級指導教室開設に係る基礎資料のとおり (言語障害、情緒障害、学習障害) 通級指導教室の開設を申請します。

<別添基礎資料>

年 月 日

通級指導教室開設に係る基礎資料

(市町村) 立 学校
校長

① 対象児童（生徒）

No.	ふりがな氏名	学年	心理検査結果等	医師の診断・手帳の有無	障害の状態（学習・行動上の困難の具体）	在 schools 名

② 通級指導教室教室配置予定図（学校校舎平面図）
③ 通級指導教室開設予定教室平面図

[様式 33]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

通級指導教室の開設について（協議）

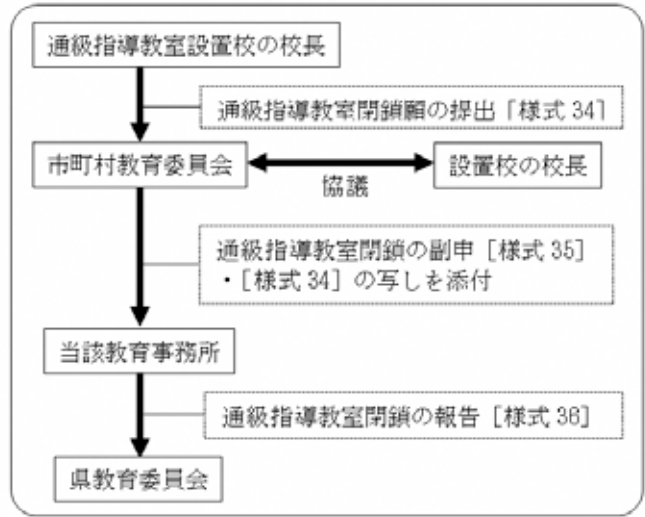
このことについて、下記のとおり通級指導教室の開設を協議します。

記

- 申請事項 (言語障害、情緒障害、学習障害) 通級指導教室 1 教室
- 開設場所 立 学校 (本務校、兼務校)
- 開設年月日 年 月 日
- 開設理由 立 学校に、学校教育法施行規則第 140 条及び第 141 条に基づき「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当である児童（生徒）がいる。
- 添付書類 「通級指導教室開設に係る基礎資料」
(1) 対象児童生徒
(2) 通級指導教室配置予定図
(3) 通級指導教室開設予定教室平面図

4 通級指導教室を閉鎖する場合

- 通級指導教室設置校の校長は、市町村教育委員会教育長へ [様式 34] を提出する。
- 市町村教育委員会は、校長と協議の上、閉鎖がやむをえないときは、[様式 34] の写しを添えて、[様式 35] を教育事務所へ提出する。
- 教育事務所長は、通級指導教室閉鎖の副申があった旨を [様式 36] で県教育委員会教育長へ進達する。



[様式 34]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長

立 学校（言語障害、情緒障害、学習障害）通級指導教室の開設について（進達）

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり協議がありました。

[様式 35]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級指導教室閉鎖願

このことについて、当該教室の設置が困難になりましたので、閉鎖を許可下さるようお願いいたします。

記

- 閉鎖予定年度 年度から当分の間
- 現在指導を受けている児童（生徒）数
(言語障害、情緒障害、学習障害) 通級指導教室 学年 名、 学年 名
- 閉鎖の事由
- 閉鎖の経緯 別添の校内教育支援委員会記録（写）参照

※閉鎖の事由については、通級による指導該当児童生徒数、教育相談の経緯、今後の見通し等を記述する。

[様式 36]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

〇〇立〇〇〇学校（言語障害、情緒障害、学習障害）通級指導教室の閉鎖について（副申）

このことについて、〇〇〇学校長より別添の通級指導教室閉鎖願が提出されました。

(市町村) 教育委員会としては、存続を検討して参りましたが、閉鎖もやむを得ない状況であることを申し添えます。

[様式 37]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

〇〇教育事務所長

管内小中学校等の通級指導教室の閉鎖について（進達）

このことについて、(市町村) 教育委員会から、別紙のとおり下記の通級指導教室を 年度から当分の間、閉鎖するとの副申がありました。

記

学校名 (言語障害、情緒障害、学習障害) 通級指導教室

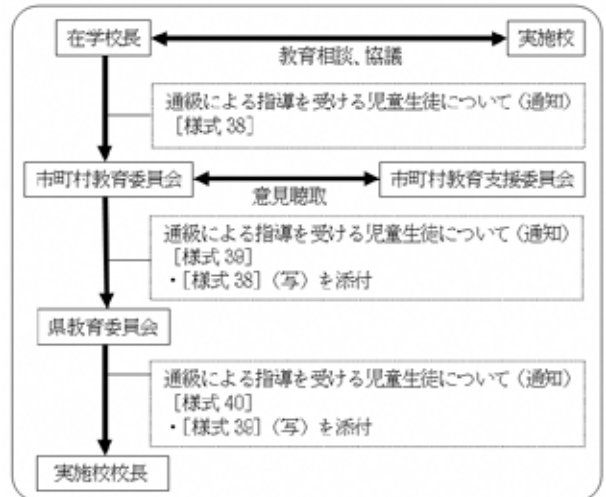
VI 県立特別支援学校（視覚障害、聴覚障害）で通級による指導を行う場合の事務手続き

1 通級による指導を実施する時

※本手続は、通級による指導を開始する時のみ行うものとする。ただし、毎年度、在学校の校長は、実施校の校長、保護者と、通級による指導の継続について、確認する。

通級による指導実施校（以下実施校）の通知

- 当該児童生徒の在 schools 校長は、通級による指導を受ける児童生徒の氏名等を、[様式 38]で市町村教育委員会教育長へ通知する。
 - 校内教育支援委員会等において、通級による指導を受けることが適当であると判断された者であること。
 - 実施校での教育相談を受けており、事前



に実施校と協議がなされていること。

- ・実施校と保護者の同意が得られている者であること。

(2) 市町村教育委員会教育長は、通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受けることが適当と認める時は、当該児童生徒の氏名及び実施校を〔様式 39〕に〔様式 38〕の写しを添付して、富山県教育委員会教育長へ通知する。

(3) 県教育委員会は、その旨を〔様式 40〕に〔様式 39〕の写しを添付して、実施校に通知する。

[様式 38]

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長 殿

(市町村) 立 学校
校長

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童（生徒）に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	障 害 の 状 態	実 施 校

[様式 39]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

(市町村) 教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童（生徒）に該当しますので、氏名等を下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	在 学 校 名	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	障 害 の 状 態	実 施 校

[様式 40]

第 号
年 月 日

県立（実施校）学校長 殿

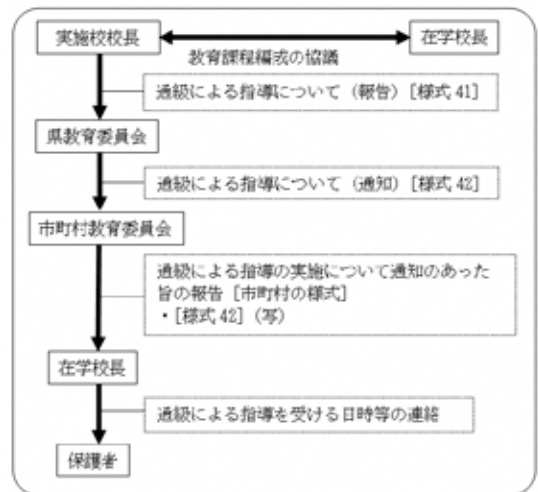
富山県教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童（生徒）について（通知）

このことについて、(市町村) 教育委員会より別添（写）のとおり通知があったので、通知します。

通級による指導の実施に関する通知等

- (1) 実施校の校長は、[様式 40] の通知を受けたとき、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時数等について在学校の校長と協議を行う。
- (2) 実施校の校長は、(1)の協議が終了したときは、当該児童生徒に係る指導内容及び指導時間等を [様式 41] で県教育委員会教育長に報告する。
- (3) 県教育委員会は、[様式 42] で市町村教育委員会へ通知する。
- (4) 市町村教育委員会教育長は、[市町村の様式] に [様式 42] の写しを付けて在 schools に報告する。



- ・在 school は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導を受ける日時等について知らせる。
- ・在 school は、当該児童生徒に係る特別の教育課程を編成する。

[様式 41]

第 号
年 月 日

富山県教育委員会教育長 殿

県立（実施校）学校長

通級による指導について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

ふ り が な 児 童（生 徒）氏 名							
在 school 名・学年・性別	立	学校	年				男・女
保 護 者 氏 名							
住 所							
指 導 開 始 年 月 日	年	月	日				
通級による指導を受ける 曜 日 及 び 時 間	曜日	時	分	～	時	分	指 導 時 数 時 間
	曜日	時	分	～	時	分	指 導 時 数 時 間
	曜日	時	分	～	時	分	指 導 時 数 時 間
指 導 内 容							

[様式 42]

第 号
年 月 日

（市町村）教育委員会教育長 殿

富山県教育委員会教育長

通級による指導について（通知）

下記のとおり、通級による指導を実施する旨通知します。

記

ふ り が な 児 童（生 徒）氏 名							
在 school 名・学年・性別	立	学校	年				男・女
保 護 者 氏 名							
住 所							
通級による指導を受ける学校	県立	学校					
指 導 開 始 年 月 日	年	月	日				
通級による指導を受ける曜日 及 び 時 間	曜日	時	分	～	時	分	指 導 時 数 時 間
	曜日	時	分	～	時	分	指 導 時 数 時 間
	曜日	時	分	～	時	分	指 導 時 数 時 間
指 導 内 容							

2 通級による指導を終了する時

通級による指導を終了する通知等

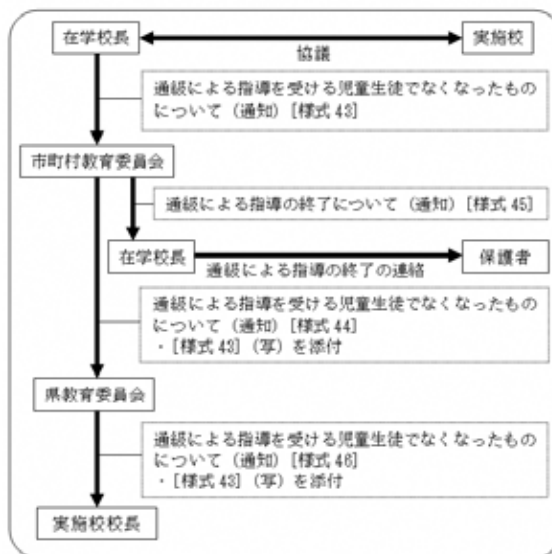
(1) 在学校の校長は、実施校の校長、保護者の意見を聴いた上で、通級による指導を受ける必要がなくなったものと判断するときは、市町村教育委員会にその旨を〔様式 43〕で通知する。

- ・校内教育支援委員会等において、通級による指導を受ける必要がなくなったと判断された者であること。
- ・事前に実施校と協議がなされ、実施校と保護者の同意が得られている者であること。

(2) 市町村教育委員会は、通知を受けた児童生徒について、通級による指導を受ける必要がなくなったと認める時は、当該児童生徒の氏名及び実施校を〔様式 44〕に〔様式 43〕の写しを添えて、県教育委員会へ、また、〔様式 45〕で在學校へ通知する。

- ・在學校は、通知の写しなどにより、保護者に通級による指導が終了したことについて知らせる。

(3) 県教育委員会は、その旨を〔様式 46〕に〔様式 44〕の写しを添えて、実施校に通知する。



〔様式 43〕

(市町村) 教育委員会教育長 殿

第 号
年 月 日

(市町村) 立 学校
校長

通級による指導を受ける児童（生徒）でなくなったものについて（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童（生徒）に該当しなくなったので、氏名等下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	在 学 校 名	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	実 施 校 (指導終了日)

〔様式 44〕

富山県教育委員会教育長 殿

第 号
年 月 日

(市町村) 教育委員会教育長

通級による指導を受ける児童（生徒）でなくなったものについて（通知）

下記の児童生徒は、「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について」（平成 25 年 10 月 4 日付け 25 文科初第 756 号）に示された通級による指導を受けることが適当な児童（生徒）に該当しなくなったので、氏名等下記のとおり通知します。

記

ふりがな 氏 名	生年月日	在 学 校 名	学 年 (性別)	住 所	保 護 者 名	実 施 校 (指導終了日)

[様式 45]

第 号
年 月 日

(在 学 校) 校 長 殿

(市 町 村) 教 育 委 員 会

「通級による指導」の終了について (通知)
下記の児童 (生徒) は、通級による指導を終了したので通知します。

記

ふ 児 童 (生 徒) 氏 名	
在 学 校 名 ・ 学 年 ・ 性 別	立 学校 年 男 ・ 女
保 護 者 氏 名	
住 所	
通 級 を 受 け て い た 学 校	立 学校
通 級 に よ る 指 導 の 終 了 日	年 月 日

[様式 46]

第 号
年 月 日

県 立 (実 施 校) 学 校 長 殿

富 山 県 教 育 委 員 会 教 育 長

通級による指導を受ける児童生徒でなくなったものについて (通知)
このことについて、(市町村) 教育委員会教育長より別添 (写) のとおり通知があったので、通知
します。